破産手続廃止

平成２７年（フ）第３０号
熊本県天草市栖本町馬場93番地
破産者　田口　政雄
1　決定年月日　平成28年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第１１６号
島根県出雲市今市町南本町20番地４
破産者　有限会社ＴＲＹ
1　決定年月日　平成28年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第６８４号
熊本市北区山室１丁目14番６号
破産者　有限会社花元
1　決定年月日　平成28年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２３２１号
神奈川県藤沢市辻堂新町１－４－26－1401
破産者　株式会社ＰＩＯ
1　決定年月日　平成28年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８４６号
京都市伏見区淀際目町230番地の５
破産者　有限会社ホシノ商店
1　決定年月日　平成28年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８９５号
京都市上京区今出川通御前通東入真盛町743番地
破産者　有限会社花田
1　決定年月日　平成28年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２７５号
福井市福２丁目606番地　グランディハイツ203、申立時の住所福井県鯖江市下新庄町第57号２番地７
破産者　三田村靖雄
1　決定年月日　平成28年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２９３号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台７番１―505号
破産者　田村　　努
1　決定年月日　平成28年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３２２号
横浜市中区扇町１丁目１番地16　1407号室、旧住所神奈川県藤沢市辻堂新町１丁目４番26―1401号
破産者　井本　英志
1　決定年月日　平成28年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７９号
金沢市入江１丁目111　プレアデス山本105号、住民票上の住所金沢市東力４丁目146番地１
破産者　南　　等
1　決定年月日　平成28年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２号
金沢市泉野町１丁目３番15号
破産者　旭　　栄子
1　決定年月日　平成28年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２０号
京都市西京区大原野西境谷町１丁目７番地６、前住所京都市伏見区東柳町515―１　第20長栄イスズベル京都伏見303号室
破産者　江口アサ子（旧姓湯浅）
1　決定年月日　平成28年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３０４号
京都市東山区大和大路通五条下る東入芳野町83番地、破産手続開始決定時の住所京都市左京区吉田上大路町34番地12
破産者　斉藤　　功
1　決定年月日　平成28年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８９６号
京都市上京区下長者町通六軒町西入利生町294番地185、前住所京都市右京区花園猪ノ毛町８番地１　花園団地23棟501号
破産者　花田　洋一
1　決定年月日　平成28年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９４５号
滋賀県東近江市宮川町688番地219
破産者　谷口　里菜
1　決定年月日　平成28年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１４９号
京都市伏見区桃山長岡越中北町１番地　レックス京都桃山２Ｄ、前住所京都市伏見区石田大山町52番地29
破産者　髙橋　　章
1　決定年月日　平成28年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第３１号
熊本県天草市栖本町馬場93番地
破産者　田口　栄史
1　決定年月日　平成28年４月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所天草支部